

省エネルギー一部会中間とりまとめについて

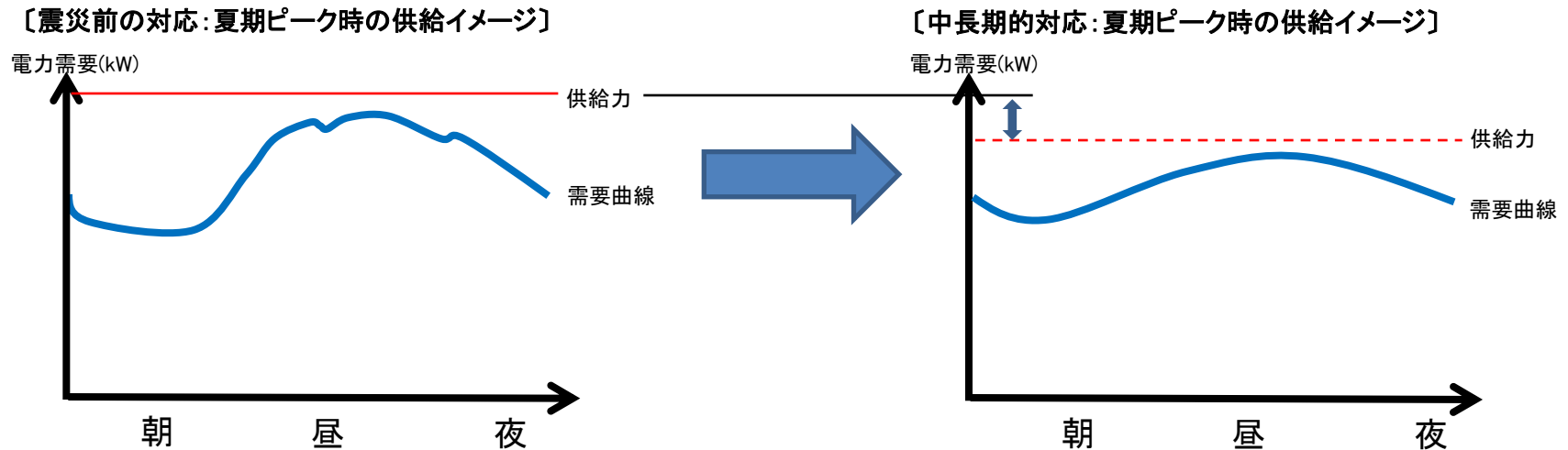
平成24年3月12日

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー対策課

省エネルギー一部会における検討の背景

「ピーク対策」の必要性

- ◆我が国経済の発展のためには、エネルギーの需給の早期安定化が不可欠であり、供給体制の強化に万全を期すことが必要。
- ◆その上で、需要側においても、普及が進みつつある蓄電池やエネルギー管理システム等が有効に活用されるよう、電力ピーク対策を円滑化する措置を講ずることが必要。



「民生分野」における省エネ対策の強化

- ◆民生部門(住宅・建築物)は、床面積や世帯数の増加などの要因により、エネルギー消費の増加幅が著しく、対策を進めることが急務。
- ◆昨夏の節電対策では、事業者や家庭における我慢の省エネに頼る部分も多かったが、今後は、住宅・建築物や機器設備の省エネ性能向上により、民生部門の持続的な省エネを進めることが重要である。

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー部会

第1回目(第14回) 平成23年11月7日(月)

- 背景・趣旨説明等
- 事業者より①省エネ型ビル、②省エネ型住宅、③エネルギーマネジメントシステム(BEMS・HEMS)についてプレゼンテーション

第2回目(第15回) 平成23年12月22日(木)

- 事業者より①蓄電池、②自家発、③建材による建物の省エネ性能向上についてプレゼンテーション

第3回目(第16回) 平成24年1月27日(金)

- 事業者(エネット)より **スマートメーターと料金メニューを組み合わせたピーク対策**についてプレゼンテーション
- 制度設計の在り方等に関する事務局素案について議論

第4回目(第17回) 平成24年2月7日(火)

- 中間取りまとめ(案)について議論

第5回目(第18回) 平成24年2月13日(月)

- 中間取りまとめ(案)について議論

中間取りまとめ(案)パブリックコメント 平成24年2月15日(水)～2月23日(木)

中間取りまとめ公表 平成24年2月29日(水)

エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の一部改正案について

■省エネルギー部会の報告を踏まえ、電力ピーク対策及び民生部門の省エネ対策を盛り込んだ省エネ法の改正案を、今通常国会に提出する予定。

電力ピーク対策

■需要家側における対策

- ・ 現行省エネ法は、エネルギー消費原単位の改善を図ることを目的としており、ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を評価する仕組みとなっていない。
- ・ したがって、**需要家が、従来の省エネ対策に加え、蓄電池やエネルギー管理システム(BEMS・HEMS)、自家発電、蓄熱式の空調、ガス空調等の活用等により、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これを積極的に評価できる体系にする。**

■供給事業者側における対策

- ・ 次ページ②に記載。

民生部門の省エネ対策

■建築材料等に係るトップランナー制度

- ・ これまでのトップランナー制度は、エネルギーを消費する機械器具が対象。今般、**他の建築物や機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する機器を新たにトップランナー制度の対象に追加する。**

(現行の対象機器) 乗用自動車、エアコン、テレビ、照明、冷蔵庫等23機器
(新規追加案) **窓、断熱材、水回り設備 等**

※なお、2020年までに全ての新築住宅・建築物について省エネルギー基準への適合を段階的に義務化することとし、**その具体的な工程(対象、時期、水準)を省エネ法改正にあわせて明確化する。**

供給事業者側における対策について

(需要家への情報提供(スマートメーター・ピーク時間帯料金等の柔軟な料金メニュー等))

①省エネルギー部会における主な意見

- 需要家の努力を促すため、制度面でスマートメーターの加速導入とそれに伴うリアルタイム情報提供や多様なサービス提供の措置が重要。産業競争力向上にも寄与する。
- 需要側と供給側で情報の連携を図っていくことが大事。スマートメーターの早期導入やリアルタイムで把握できる仕組みが重要。需給トータルでの最適化を図ることが重要なポイント。
- ピーク対策を進めるためには、需要家の工夫を引き出す仕組み、制度面の措置が重要。具体的には、スマートメーターの早期導入、時間帯別料金など多様なメニューの提供や、系統運用者の需給情報のリアルタイム提供、系統側の需給調整コストの透明化など。
- 電気事業者から需要家への情報提供においては、①遅延のない情報提供、②需給調整コストの透明化、③スマートメーターの早期導入が重要。
- 家庭におけるエネルギー使用実態をよく踏まえることが重要。需要家への情報提供については、例えば、自分の家庭のエネルギー使用量が全体のどこに位置しているのかといった情報も重要。



②「中間取りまとめ」において提起された省エネ法改正の方向性(供給事業者関連)

電気事業者からの需要家への情報提供について

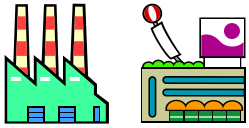
- ピーク対策の効果的な推進のためには、スマートメーターの早期普及を通じて電力の需給状況に応じたピーク時間帯料金等の柔軟な料金メニューの構築や電力使用情報の見える化により、需要家側が電力の需給状況に応じたピークコントロールを行うようにすることが重要である。
- 需要家への情報提供等、電気事業者が需要家のピーク対策を支援する仕組みの準備等について、省エネ法上措置を検討すべきである。

參考資料

現行省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)の体系

省エネ法は、我が国の省エネ政策の根幹。石油危機を契機として1979年に制定。産業・民生(業務・家庭)・運輸の各部門におけるエネルギーの効率向上を求めている。

工場・事業場 運輸・荷主

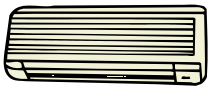


(1) エネルギー使用量もしくは輸送能力が一定以上の事業者には、以下の項目について毎年定期報告を求め、国が確認。

- ① エネルギー消費原単位(努力目標:年平均1%)の推移
- ② 省エネ措置(定性的なガイドラインに基づき省エネにつながる個々のアクションをとることを求めるもの)の取組状況

(2) 省エネ取組が著しく不十分な場合、指示、公表、命令(違反時は罰金)の措置あり。

機械器具 (トップランナー制度)



(1) エネルギー消費機器の製造・輸入事業者に対し、3~10年程度先に設定される目標年度において高い基準(トップランナー基準)を満たすことを求め、目標年度になると報告を求めてその達成状況を国が確認。

(2) 性能向上を相当程度行う必要がある場合、勧告、公表、命令(違反時は罰金)の措置あり。

トップランナー基準(23機器)

乗用自動車、エアコン、テレビ等について、それぞれの機器の目標年度において、基準策定時に商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にすることを求めるもの。

【効率向上の実績】 乗用自動車の燃費...47%(1997→2009) エアコンのエネルギー効率...68%(1997→2004)

我が国における最終エネルギー消費の推移

- 我が国の最終エネルギー消費は、二度の石油危機後や近年の不況時を除き、ほぼ一貫して増加。
- 1973年から2009年までに、GDPは約2.3倍に増加する一方で、各部門におけるエネルギー消費量は、産業部門が約0.85倍のところ、民生部門は約2.4倍、運輸部門は約1.9倍と大幅に増加。

